

広島県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年九月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日 (令和)
熊倉 正造	熊倉正造後援会	3・12・31
溝手 顕正	みぞて顕正後援会	3・6・1
藤田 俊雄	藤田俊雄後援会	3・4・1
細田 勝枝	細田勝枝後援会	4・1・31
奥原 信也	信友会	4・1・20
吉方 明美	吉方明美後援会	3・3・8
佐藤 広典	佐藤広典後援会	4・2・28
亀山 弘道	亀山弘道後援会	3・4・25
川本 達志	川本たつし後援会	4・3・28
今田 良治	今田良治後援会	4・3・31
野村 隆之	野村隆之後援会	4・5・21
竹川 亮美	竹川秀明後援会	4・6・7
法木 晶子	法木昭一後援会	4・5・25